

障がいのある方の駐車禁止規制除外措置・駐車許可申請について

小田原警察署 交通総務係 ☎32-0110 (内線415)

平成19年9月1日から、神奈川県道路交通法施行細則が一部改正され、駐車禁止除外標章の交付される対象の範囲が変わりました。

標章の交付を受けて掲出している場合に、道路標識などで駐車禁止とされている場所で駐車することができます。

交付対象となる方は、次のとおりです。

身体障害者手帳をお持ちで、次に該当する方



障がい名		等級など
視覚障がい		1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障がい		2級及び3級
平衡機能障がい		3級
上肢障がい		1級、2級の1及び2級の2
下肢障がい		1級から3級の1までの各級
体幹機能障がい		3級以上
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く）
	移動機能	1級及び2級
内部機能障がい（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は免疫機能障がい）		3級以上
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		3級以上

療育手帳（A1・A2）をお持ちの方

精神障害者保健福祉手帳1級で自立支援医療の支給を受けている方

戦傷病者特別援護法に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている方で、恩給法別表に規定する重度障がいの程度に該当する障がいのある方

現在、標章の交付を受けている「下肢障がい3級の2、3級の3及び4級の方」については、施行日（9月1日）から3年間に限り、駐車禁止規制除外の対象となります。この間に標章の有効期限が満了する方は、更新手続きをとってください。

申請には、手帳の写し、住民票の写しなどが必要になります。申請内容により必要書類が異なりますので、詳しくは小田原警察署へお問い合わせください。

緊急地震速報の運用が開始されます

防災課 内線271・272

今年10月1日から緊急地震速報という新しい情報が発信されます。この緊急地震速報とは、強い地震が来ることを数秒から数十秒前にテレビやラジオなどでお知らせする情報です。この情報を見聞きした時は、次のことを心がけてください。

家庭では 頭を保護し、家具から離れる。丈夫な机の下などに隠れる。扉を開けて避難路を確保する。

人が大勢いる施設では 従業員等の指示に従う。あわてて出口に走らない。

屋外では ブロック塀の倒壊等に注意する。看板や割れたガラスの落下に注意する。丈夫なビルの中に避難する。

山やがけ付近では 落石やがけ崩れに注意する。自動車運転中は ハザードランプを点灯し、ゆっくり停車させる。

鉄道・バスでは つり革、手すりにしっかりつかまる。

エレベーターでは 最寄りの階に停止させ、すぐに降りる。

詳しい情報は気象庁ホームページをご覧ください。

(気象庁URL <http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaisetsu/index.html>)